

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱

平成 27 年 8 月 13 日付 27 福保子育第 722 号福祉保健局長決定
平成 28 年 9 月 23 日付 28 福保子育第 1298 号により一部改正
平成 31 年 2 月 8 日付 30 福保子育第 2772 号により一部改正
令和 2 年 3 月 23 日付 31 福保子育第 3263 号により一部改正
令和 2 年 8 月 24 日付 2 福保子育第 1036 号により一部改正
令和 3 年 3 月 11 日付 2 福保子育第 3068 号により一部改正
令和 3 年 8 月 13 日付 3 福保子育第 1321 号により一部改正
令和 4 年 2 月 21 日付 3 福保子育第 3046 号により一部改正
令和 5 年 3 月 31 日付 4 福保子育第 3688 号により一部改正
令和 6 年 12 月 27 日付 6 福祉子育第 2256 号により一部改正

1 目的

児童養護施設におけるケア単位の小規模化等、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）等を新設する場合の建物の改修、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するため必要な改修等を実施することにより、児童養護施設入所児童等の生活向上を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) この要綱において、「児童養護施設等」とは、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、女性自立支援施設、女性相談支援センター一時保護所、里親、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業Ⅲ型を除く）、ファミリーホームをいう。
- (2) この要綱において、「ファミリーホーム等」とは、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業Ⅲ型を除く）、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設及び女性自立支援施設の地域生活移行支援施設をいう。

3 実施主体

実施主体は、4 (4) の事業については区市町村（ただし、児童相談所を設置する区及び八王子市を除く。以下同じ。）とし、区市が設置する母子生活支援施設における 4 (1) のイの事業については区市とする。上記以外の 4 (1) 及び 4 (2) の事業については、社会福祉法人、日本赤十字社、公益財団法人、特定非営利活動法人、里親、ファミリーホームを行う者及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業Ⅲ型を除く）を行う者（以下「社会福祉法人等」という。）とする。

4 事業の内容等

区市は次の(1)のイ（母子生活支援施設に限る。）及び(4)（母子生活支援施設に限る。）の事業を、町村は次の(4)の事業を、社会福祉法人等は次の(1)、(2)及び(3)の事業を実施できるものとする。

- (1) 児童養護施設等の環境改善事業
次のア又はイに該当する事業

ア 児童養護施設及び乳児院において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品購入を行う事業

イ 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用ベッド、乳児呼吸モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全確保のために必要な備品の購入や更新、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入、更新及び改修を行う事業

(2) ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業

(3) 耐震物件への移転支援事業

耐震性に問題のある賃貸物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う費用に対して支援を行う事業

(4) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備

5 事業の制限

(1) 他の都補助金を受ける場合は、本事業の対象とならない。

(2) 4 (1) から (4) の各事業については、事業を行う施設等 1 か所につき 1 回限りとする。ただし、以下のアからウに該当する場合はこの限りではない。

ア 児童養護施設において、小規模かつ地域分散化を図るために必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場合。

イ 乳児院において、ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を整備するために必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場合。

ウ 災害等やむを得ない事業により再び同様の事業を実施する場合。

(3) 4 の (1) のア、(2) 及び (4) の事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業を実施した施設等の開設等を予定している場合を事業対象とする。

6 経費の補助

この事業の実施に必要な経費は、都が別に定めるところにより予算の範囲内で補助するものとする。

附 則（平成 27 年 8 月 13 日付 27 福保子育第 722 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 9 月 23 日付 28 福保子育第 1298 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 2 月 8 日付 31 福保子育第 2772 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日付 31 福保子育第 3263 号）

この要綱は、令和 2 年 1 月 16 日から適用する。

附 則（令和２年８月２４日付２福保子育第１０３６号）

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和３年３月１１日付２福保子育第３０６８号）

この要綱は、令和３年１月１日から適用する。

附 則（令和３年８月１３日付３福保子育第１３２１号）

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

附 則（令和４年２月２１日付３福保子育第３０４６号）

この要綱は、第３児童相談所を設置する区については平成２７年４月１日から、第２（１）第３、第４女性相談センターの一時保護委託先の施設は令和３年１月１日から、第２（１）、第３、第４の社会的養護自立支援事業所については令和３年１２月１日から適用する。

附 則（令和５年３月３１日付４福保子育第３６８８号）

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

附 則（令和６年１２月２７日付６福祉子育第２２５６号）

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。